

平成二十年五月十九日提出
質問第三九七号

後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問主意書

後期高齢者医療制度においては、被保険者の保険料の最高限度額の平均は五十万円とされているが、被保険者が平成二十年三月三十一日まで加入していた国民健康保険の保険料の最高限度額の平均は、五十二万九千円であった。このことについて、以下のとおり質問する。

一 最も所得の高い者にとっては、後期高齢者医療制度と平成二十年三月三十一日まで加入していた国民健康保険とではどちらの保険料が高いか。また、それぞれいくらか。

二 所得の高い者ほど安くなっているとすれば、「所得の高い者ほど保険料は高くなる」と言っていたのに、どういうことか。

右質問する。